

南部水道企業団 公表 2 号

南部水道企業団職員に対する懲戒処分等の公表基準に関する要綱に基づき、以下のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

停職処分について

1. 被処分者 工務課管理班 班長 50代（男性）
2. 処分内容 停職1ヵ月
(令和8年2月1日から令和8年2月28日まで)
3. 処分年月日 令和8年1月30日
4. 処分に至った事実の概要

被処分者は、平成29年度から令和7年12月末までの間、体調不良を理由として欠勤していたにもかかわらず、医療機関での診察または治療を受けることなく、24日間の欠勤を行った。

これらの行為は、地方公務員法第29条第1項第2号及び南部水道企業団企業職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定に該当するため、停職の懲戒処分とする。

令和 8年 2月 2日

南部水道企業団 企業長 宮城 剛

